

十勝岳の噴火警戒レベルを2へ引上げ

本日（18日）11時00分に十勝岳の噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）に引き上げました。

概要や警戒事項等を別添のとおりお知らせいたします。

問合せ先：地震火山部 火山監視課 安藤、飯野
電話 03-6758-3900（内線 5184、5211）

十勝岳の噴火警戒レベルを2へ引上げ

情報発表時刻 (発表官署)	令和8年6月18日11時00分 (札幌管区気象台)
情報種別	噴火警報(火口周辺)
噴火警戒レベル	1(活火山であることに留意)から2(火口周辺規制)に引上げ
火山活動の状況	62-2火口及び振子沢噴気孔群付近では、熱活動のさらなる高まりが認められています。また、3月以降、山体付近のやや深部の膨張を示す地殻変動、火山ガス(二酸化硫黄)放出量の増加、62-2火口付近及びその周辺で地震活動のやや活発化が認められています。

防災上の警戒事項

- 62-2火口から概ね1.5kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。
- 地元自治体などの指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。
- 風下側では、火山灰や小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。

十勝岳の位置および警戒範囲

十勝岳 噴火警戒レベルに対応した警戒範囲および防災対応

火山の位置



■この図は62-2火口[※]周辺で噴火した場合の噴火警戒レベル2(火口周辺規制)及び3(入山規制)の規制範囲を示しています。

■レベル2は、活動状況に応じて規制範囲が変わります。

■居住地域まで影響が及ぶ場合はレベル4(高齢者等避難)・5(避難)となります。

■特定地域の十勝岳温泉、吹上温泉はレベル3(入山規制)で防災対応が必要です。

※1962年に噴火した火口で、現在も活発な噴気活動が続いている火口です。

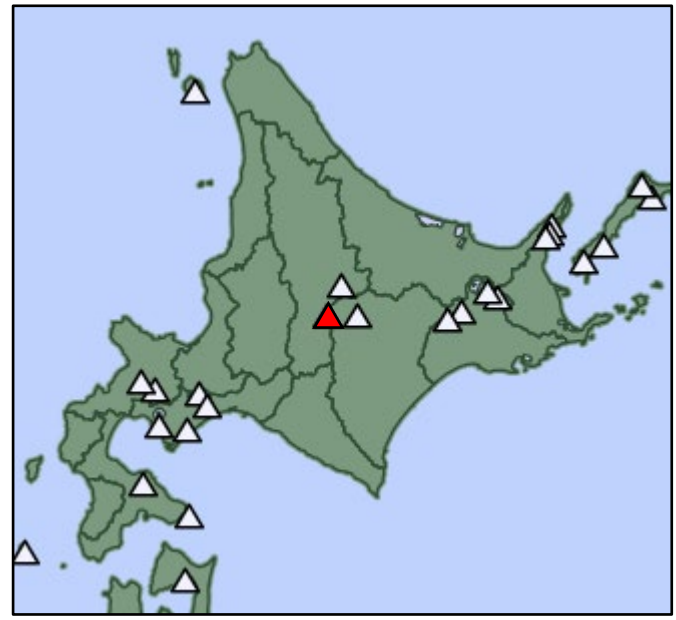
登山道の規制範囲

- レベル3：火口から概ね3km以内
- レベル2：火口から概ね1.5km以内(グラウンド火口周辺)
- レベル2：火口から概ね1km以内(避難小屋から上部、その他山頂へ通じる登山道)

- : 居住地域
- : 特定地域[※]
- : 62-2火口(想定火口)
- : 主な道路
- : 主な登山道
- : 市町村境界

※特定地域：居住地域よりも想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域をさし、居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合があります。

この図は地元自治体と調整して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。

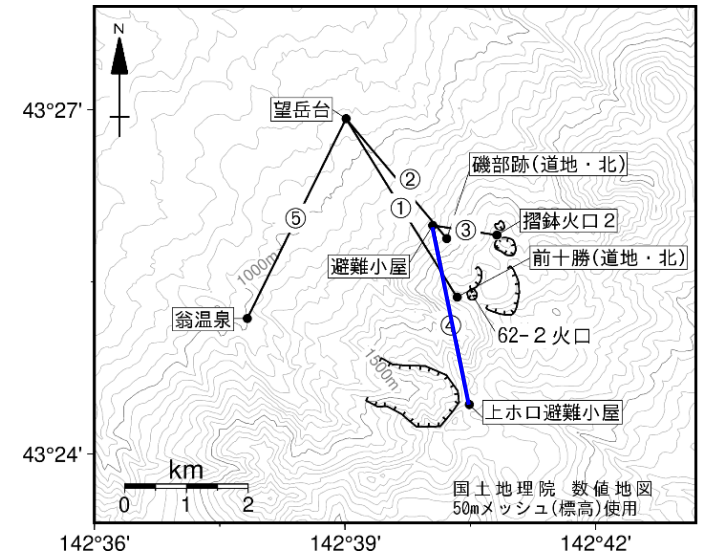
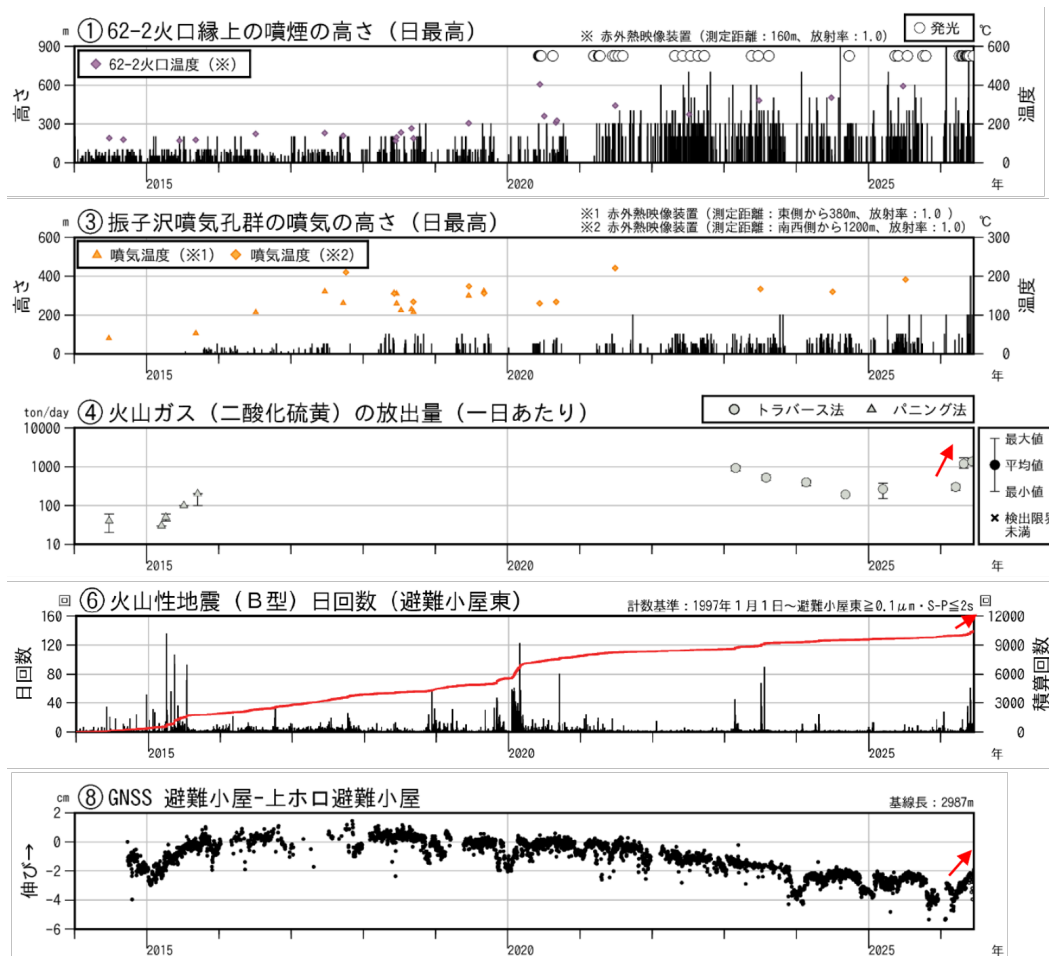


十勝岳(とちちだけ)
Tokachidake

北緯43° 25' 04"
東経142° 41' 11"
標高2,077m
(十勝岳)(標高点)

この地図は「地理院タイル」を使用して作成しています。

十勝岳の活動状況



GNSS連続観測 観測点配置図
青線は、左図⑤の基線に対応

図 十勝岳 火山活動経過図(2014年1月1日～2026年6月16日)

- 62-2 火口及び振子沢噴気孔群付近では、熱活動のさらなる高まりが認められています。
- 3月以降、山体付近のやや深部の膨張を示す地殻変動が続いています。
- 4月以降は火山ガス(二酸化硫黄)放出量の増加、62-2 火口付近及びその周辺の地震活動のやや活発化が認められています。

十勝岳の活動状況

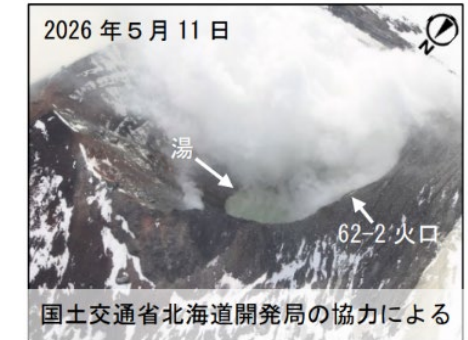
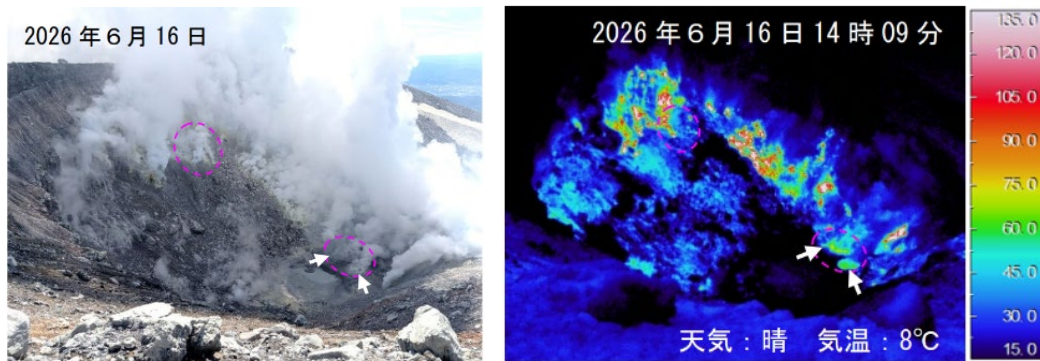
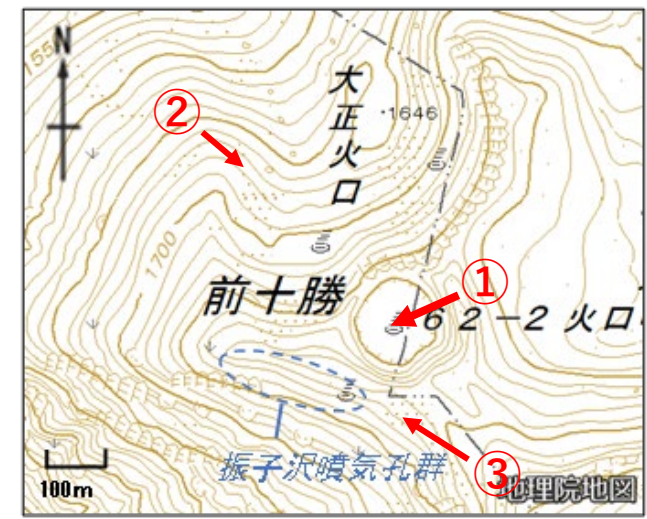


図 十勝岳 振子沢噴気孔群の写真 (③から撮影)
 左: 2026年6月の現地観測による写真
 右: 2025年6月の現地観測による写真

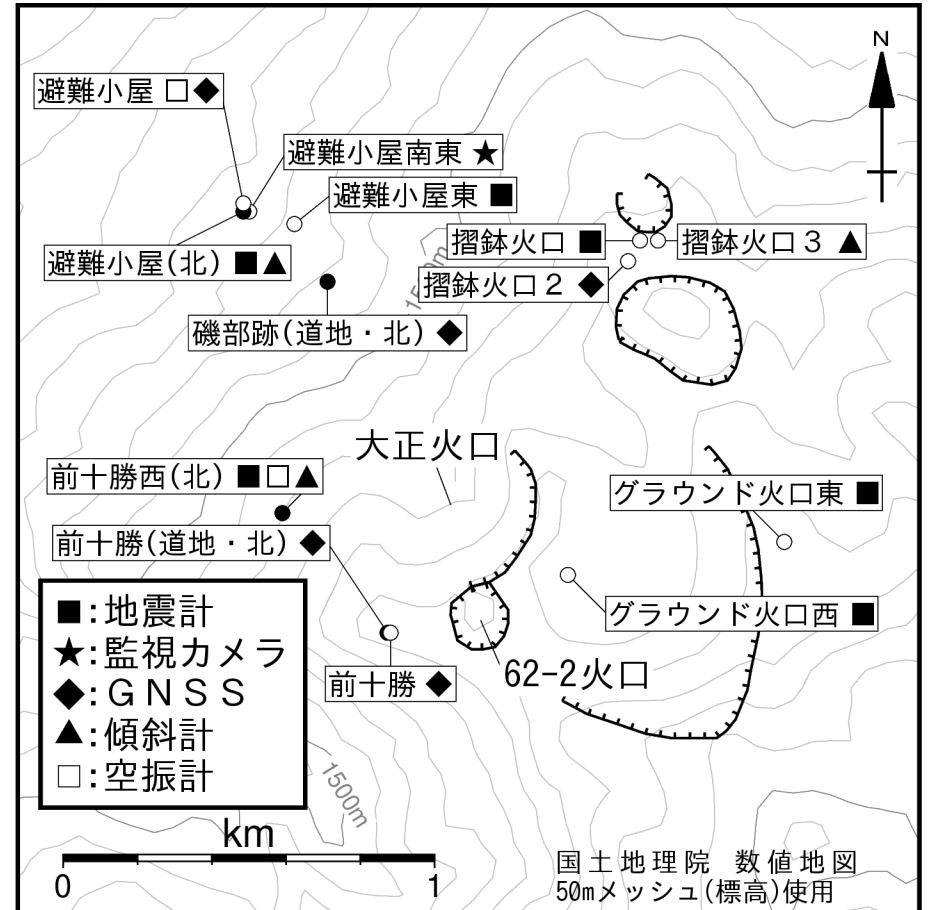
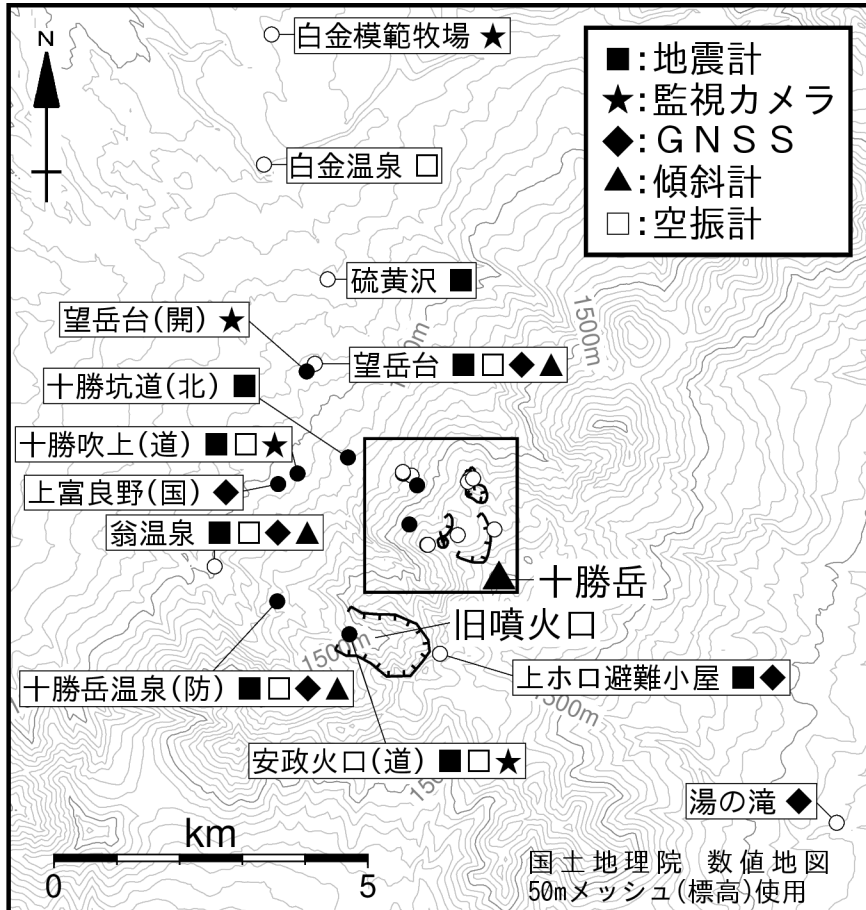
図 十勝岳 62-2火口内の写真及び赤外熱映像装置による地表面温度分布
 上: 今回の現地観測の写真及び地表面温度分布 (①から撮影)
 左下: 2026年5月の上空からの観測による遠景の写真 (②から撮影)
 右下: 2025年6月の現地観測による写真 (①から撮影)



十勝岳 写真及び赤外熱映像の撮影方向

- 6月16、17日に実施した現地調査でも、62-2火口及び振子沢噴気孔群の熱活動が活発な状態を確認しました。

十勝岳の観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は他機関の観測点位置を示しています。
 (開):国土交通省北海道開発局、(国):国土地理院、(北):北海道大学、(防):国立研究開発法人防災科学技術研究所、(道):北海道、
 (道地):地方独立行政法人北海道立総合研究気候エネルギー・環境・地質研究所

発表した情報などについて

○発表した情報

- 噴火警報・噴火速報の発表状況

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=volcano>

- 降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=ashfall>

- 火山に関する情報の発表状況

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php>

○情報の解説

- 噴火警戒レベルの判定基準

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikailevelkijunn.html

- 火山別に設定された噴火警戒レベルの解説
(リーフレット)

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/keikailevel.html>

- 噴火警報・予報の説明

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html>

- 噴火警戒レベルの説明

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html

- 火山に関する情報や資料の解説

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/vol_know.html

○火山災害から身を守るには

- 火山登山者向けの情報提供ページ

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/index.html



- 火山災害から命を守るために

(内閣府 防災情報のページ)

https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

- 気象庁防災情報X(旧Twitter)

https://x.com/JMA_bousai



十勝岳の噴火警戒レベル判定基準

令和3年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生】 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が発生</p> <p>【居住地域に被害を及ぼす火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が切迫】 噴火が発生し、噴煙の高さが4,000mを超え、さらに上昇レベル3以上の状態で、噴煙の状況が確認できない中、明瞭な連続空振や振幅の大きな火山性微動が観測された場合</p>	<p>発生した現象の影響範囲と火山活動の推移を評価した上で、警戒範囲の縮小や適切なレベルへの引下げを行う。</p>
4	<p>【居住地域に被害を及ぼす噴火の可能性】 積雪期に噴火警戒レベル3の判定基準を満たした場合</p>	<p>噴火警戒レベル3の判定基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月经過した段階でレベル2以下へ引き下げる。</p>
3	<p>【火口から概ね3kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散 噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上1,000m程度を超える</p> <p>【火口から概ね3kmの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】 噴煙・噴気の高さの増大や火口温度の明瞭な上昇、またはそのいずれかの高い状態が認められている中で以下の現象を観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄沢観測点で最大振幅2 μm以上の火山性地震が増加(30日積算で5回以上) ・硫黄沢観測点で最大振幅2 μm以上の火山性地震が発生している中で地殻変動を観測 	<p>左記の基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月经過した段階でレベル2以下へ引き下げる。</p>
2	<p>【火口から概ね1.5kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生】 噴火が発生し、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散 噴火が発生し、高さ火口縁上1,000m程度の噴煙を観測</p> <p>【火口から概ね1.5kmの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】 噴煙・噴気の高さの増大や火口温度の明瞭な上昇、またはそのいずれかの高い状態が認められている中で以下の現象を観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火口直下で火山性地震が150回/24時間を超える ・火口直下で火山性地震が増加する中で山体浅部の膨張を示す地殻変動を観測 <p>避難小屋東観測点で最大振幅1 μm以上かつ10分以上継続する火山性微動を観測</p>	<p>左記の基準を満たさなくなってから、概ね1ヶ月经過した段階でレベル1に引き下げる。</p>

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合には、それらを加味した火山活動の評価を行い、上記判定基準によらずレベルを判断することがある。
- ・火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(レベルが下がるときも同様)。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。